

障害福祉関係ニュース 平成28年度3号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算 336号
(平成28年6月3日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | |
|---|--------|
| 1 改正障害者総合支援法が成立～参議院本会議にて成立、附帯決議 17 項目～ | …P. 1 |
| 2 社会福祉法人制度改革に関する動向について（続報）
「平成 28 年熊本地震」に関する厚生労働省からの連絡事項について | …P. 4 |
| 3 ～「平成 28 年熊本地震に伴い一時的に避難をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について」が示されました～ | …P. 12 |
| 4 都道府県経営協セミナーの開催について | …P. 13 |

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 改正障害者総合支援法が成立～参議院本会議にて成立、附帯決議 17 項目～

障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、および障害児支援のニーズの多様化に決り細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的とした改正障害者総合支援法案（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」）は、5 月 24 日の参議院厚生労働委員会において下記 17 項目の附帯決議を付して可決し、翌 25 日に参議院本会議にて同法案は賛成多数で可決・成立しました。

同法は、5 月 11 日の衆議院厚生労働委員会、5 月 12 日の衆議院本会議にて可決された際には 10 項目の付帯決議を付しての可決でしたが、最終的に付帯決議が 7 項目追加された計 17 項目の付帯決議での成立となりました。

同法は、一部を除き平成 30 年 4 月 1 日に施行となり、今秋以降、厚生労働省において政省令等の発出にむけた作業が進められる予定です。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を
改正する法律案に対する附帯決議

平成 28 年 5 月 24 日
参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 障害者の介護保険サービス利用に伴う利用者負担の軽減措置については、その施行状況を踏まえつつ、障害者が制度の谷間に落ちないために、その在り方について必要な見直しを検討するとともに、軽減措置の実施に当たっては、一時払いへの対応が困難な低所得者への配慮措置を講ずること。また、障害福祉制度と介護保険制度の趣旨を尊重し、障害者が高齢になってもニーズに即した必要なサービスを円滑に受けられることが重要との観点から、介護保険優先原則の在り方については、障害者の介護保険サービス利用の実態を踏まえつつ、引き続き検討すること。
- 二 入院中における医療機関での重度訪問介護については、制度の施行状況を踏まえ、個々の障害者の支援のニーズにも配慮しつつ、対象者の拡大等も含め、その利用の在り方について検討すること。また、障害者が入院中に安心して適切な医療を受けることができるよう、看護補助者の配置の充実等、病院におけるケアの充実に向けた方策を検討すること。
- 三 自立生活援助については、親元等からの一人暮らしを含む、一人暮らしを希望する障害者が個別の必要性に応じて利用できるようにするとともに、関係機関との緊密な連携の下、他の支援策とのつながりなど個々の障害者の特性に応じた適時適切な支援が行われるような仕組みとすること。また、既に一人暮らしをしている障害者も対象にすることを検討すること。
- 四 障害者が自立した生活を実現することができるよう、就労移行支援や就労継続支援について、適切なジョブマッチングを図るための仕組みを講じ、一般就労への移行促進、退職から再就職に向けた支援、工賃及び賃金の引上げに向けた取組をより一層促進すること。また、就労定着支援の実施に当たっては、労働施策との連携を十分に図るとともに、事業所や家族との連絡調整等を緊密に行いつつ、個々の障害者の実態に即した適切な支援が実施されるよう指導を徹底すること。
- 五 障害者の雇用継続・職場定着において、関係機関を利用したり、協力を求めたりしたことのある事業所の割合を高めるよう、事業所を含めた関係機関同士の連携をより図るための施策について、障害者を中心とした視点から検討を加えること。
- 六 障害者が事業所において欠くべからざる存在となることが期待されており、そのために重要な役割を担っているジョブコーチや障害者職業生活相談員の質の向上が求められることから、より専門性の高い人材の養成・研修について検討すること。
- 七 障害者が持つ障害の程度は個人によって異なるため、就労を支援する上では主治医や産業医等の産業保健スタッフの役割が重要であることに鑑み、障害者の主治医及び産業保健スタッフに対する障害者雇用に関する研修について必要な検討を行うこと。

八 通勤・通学を含む移動支援については、障害者等の社会参加の促進や地域での自立した生活を支える上で重要であるとの認識の下、教育施策や労働施策と連携するとともに、個別給付化を含め検討すること。

あわせて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行状況等を勘案しつつ、モデル事業を実施するなど利用者のニーズに応じたきめ細かな支援の充実策を検討し、必要な措置を講ずること。

九 障害支援区分の認定を含めた支給決定については、支援を必要とする障害者本人の意向を尊重することが重要との観点から、利用者の意向や状況等をより適切に反映するための支給決定の在り方について、引き続き検討を行い、必要な措置を講ずること。あわせて、障害支援区分の課題を把握した上で必要な改善策を早急に講ずること。

十 障害者の意思決定の選択に必要な情報へのアクセスや選択内容の伝達が適切になされるよう、意思決定に必要な支援の在り方について、引き続き検討し、必要な措置を講ずること。また、「親亡き後」への備えを含め、成年後見制度の適切な利用を促進するための取組を推進すること。

十一 精神障害者の地域移行や地域定着の推進に向けて、医療保護入院の在り方、地域移行を促進するための措置の在り方、退院等に関する精神障害者の意思決定、意思表示支援の在り方等について早急に検討し、必要な措置を講ずること。また、相談支援、アウトリーチ支援、ピアサポートの活用等の取組をより一層推進すること。

十二 障害児福祉計画の策定に当たっては、保育所、幼稚園等における障害児の受入れ状況や障害福祉計画との整合性に留意しつつ十分な量を確保するとともに、質の向上も含めた総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。

十三 障害者等の家族を支援するため、専門家等による相談・助言体制の拡充及びレスパイトケア等の支援策の充実を図ること。また、障害児のきょうだい等が孤立することのないよう、心のケアも含めた支援策の充実を図ること。

十四 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の対象疾病については、医学や医療の進歩、指定難病に関する検討状況等を踏まえ、更なる拡充を図るなど、障害福祉サービスを必要とする者が十分なサービスを受けることができるよう、引き続き、必要な措置を講ずること。

十五 平成三十年度に予定されている障害福祉サービス等報酬改定に当たっては、安定財源を確保しつつ障害福祉従事者の賃金を含めた処遇改善、キャリアパスの確立、労働環境改善、人材の参入及び定着、専門性向上等による人材の質の確保等に十分に配慮して検討すること。

十六 災害発生時において障害者等が安全にかつ安心して避難することができるよう、個々の障害の特性に対応した福祉避難所の拡充及び専門的知識を有する人材の確保、養成を図ること。また、福祉避難所が十分に機能するよう、福祉避難所の周知に努めるとともに、日常からの避難訓練の実施、避難することが困難な障害者等の把握及びその支援方法等について早急に検討すること。さらに、障害者が一般避難所を利用できるよう施設の整備等に努めるとともに、災害で入院した重度障害者等へのヘルパーの付添い、災害時に閉所を余儀なくされた障害福祉事業所に対する支援などの緊急措置を、関係法令にあらかじめ明記することを検討すること。

十七 施行後三年の見直しの議論に当たっては、障害者の権利に関する条約の理念に基づき、障害種別を踏まえた当事者の参画を十分に確保すること。また、同条約に基づき、障害者が障害のない者と平等に地域社会で生活する権利を有することを前提としつつ、社会的入院等を解消し、地域移行を促進するためのプログラムを策定し、その計画的な推進のための施策を講ずること。

なお、成立した法律の内容や審議経過等は、以下の URL よりご参照ください。

[参議院] ホーム > 議案情報 > 第 190 回国会（常会）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/190/meisai/m19003190039.htm>

[衆議院] ホーム > 立法情報 > 議案情報 > 第 190 回国会 議案の一覧 > 閣法 第 190 回国会 39 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm#05

2. 社会福祉法人制度改革に関する動向について（続報）

平成 28 年 3 月 31 日（木）の衆議院本会議において可決・成立し、平成 28 年 4 月 1 日より施行された改正社会福祉法（「社会福祉法等の一部を改正する法律」）についての政省令等の発令に向けた、社会保障審議会福祉部会や社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会での動向もについて、前号（第 335 号）に引き続き、その後の動向についてお伝えします。

①社会福祉法人の財務規律の向上にかかる検討会（第 2 回）が開催される

厚生労働省においては、改正社会福祉法の平成 29 年 4 月施行事項に係る「会計監査」と「控除対象財産」の検討について、社会保障審議会福祉部会とは別に、検討会を立ち上げ議論が進められています。

第 2 回検討会が 5 月 17 日（火）に開催され、「社会福祉法人の会計監査」に関する検討が行われました。

社会福祉法人の会計監査における主な検討内容としては、①会計監査の実施範囲について、②会計監査の実施内容について、③会計監査人非設置法人に対する専門家の活用であり、事務局の説明後、構成員が意見する形で進められました。

(1) 会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）について

第 1 回検討会の議論（※前号（第 335 号）参照）を踏まえた結果、会計監査の導入は、法人全体のガバナンスの強化、財務規律の強化を図ることが目的であり、法人単位の計算書類等について会計監査人監査により適正性が担保されれば、その目的の達成は可能であるとの考えのもと、会計監査人による監査証明の対象となる計算書類及び附属明細書の範囲については、

○法人単位の計算書類及びそれに対応する附属明細書の各項目とすることが適当である。

○この際、法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、必要に応じて、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても確認の対象となる。

○財産目録に関する証明範囲については、法人単位貸借対照表に対応する各項目を証明範囲とする。

と、次頁資料に基づき示されました。

<主な意見（事務局による整理）>

○会計監査の実施範囲については、異論はない。

○計算書類の補足として注記の記載範囲はどこまでなのか。

○（事務局）他の法人累計の会計監査と同様の範囲となる。

○財産目録はある意味、貸借対照表の内容を細かく見るものであり、どこまで細かく書くのが問題である。細かすぎると個人情報漏れる可能性がある。

○（事務局）個人情報漏れないよう工夫できるようにしたい。

○法人単位は拠点区分の積み上げであるため、拠点区分の確認はしっかりしていただきたい。

(資料より抜粋)

法人単位の計算書類及びそれに対応する附属明細書の各項目を証明範囲とする。

(1) 計算書類及び附属明細書に関する証明範囲について

	計算書類	附属明細書
① 法人単位	【第 1 様式】 ○法人単位貸借対照表 ○法人単位資金収支計算書 ○法人単位事業活動計算書	・借入金明細書 ・寄付金収益明細書 ・補助金事業等収益明細書 ・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 ・事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書 ・基本金明細書 ・国庫補助金等特別積立金明細書
② 事業区分別	【第 2 様式】 ○貸借対照表内訳表 ○資金収支計算書内訳表 ○事業活動計算書表 【第 3 様式】 ○事業区分貸借対照表内訳表 ○事業区分資金収支計算書内訳表 ○事業区分事業活動計算書表	
③ 拠点区分別	【第 4 様式】 ○拠点区分貸借対照表 ○拠点区分資金収支計算書 ○拠点区分事業活動計算書	・基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書 ・引当金明細書 ・拠点区分資金収支明細書 ・拠点区分事業活動明細書 ・積立金・積立資産明細書 ・サービス区分間繰入金明細書 ・サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書 ・就労支援事業別事業活動明細書 ・就労支援事業製造原価明細書 ・就労支援事業販管費明細書 ・就労支援事業明細書 ・授産事業費用明細書

※証明範囲としては、上記とするが、法人単位の計算書類及びその附属明細書は拠点区分別の積み上げであるため、必要に応じて、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても確認の対象となる。

(2) 会計監査の実施内容について

会計監査の実施内容については、「一般に公正妥当と認められる監査の基準に従い計算書類等を対象に会計監査を実施する。ただし、効率的・効果的な会計監査を実施するため、法人における業務を管理運営するための法人の内部統制の仕組みの整備・運用状況についても確認を行う」ことが示されました。

社会福祉法人の内部統制に関しては、公益性・非営利性の高い事業の特性等を踏まえ、会計監査人が特に注力する分野として以下の 4 つのプロセスが提示されました。

①購買プロセス

- ・発注に関して現物と納品書等との照合が行われているか等

②固定資産管理プロセス

- ・定期的に管理台帳と現物の照合をしているか等

③資金管理プロセス

- ・銀行届出印、通帳等を別に管理しており、定期的に帳簿残高と残高証明を照合しているか等

④人件費プロセス

- ・給与計算のマスターデータと人員表・組織図の定期的な事象号をしているか等

上記 4 つのプロセスを中心に、適正な支出・財産管理等を担保する内部統制の確認を行うとしています。

<主な意見（事務局による整理）>

- 上記①～④に関して、社会福祉法人であれば通常着目するところだと理解している。法人全般に係る内部統制の確認もしっかりと行うことが必要。
- 会計監査人の導入は、法人のガバナンスを証明するためである。企業であろうが非営利法人であろうが、不適切な財務処理があれば致命的である。やることは基本的に変わらない。ただし、コスト等とのバランスを考えたらうで会計監査人が対象とするプロセスについて、ある程度の絞込みは必要である。
- 会計監査人監査と所轄庁監査の役割分担を行うことが大切である。一定の工夫をして所轄庁監査と会計監査に相互依存関係があってもいいのではないかな。
- （事務局）内部統制は所轄庁監査でも行っているが、会計（財務）の専門家ではないので会計監査人の監査により総合的監査を行うことができると考えている。また、所轄庁監査と会計監査ではチェックする視点が違うと認識している。しかし、受ける側の負担感もあると思うので、内部統制がしっかりされており、会計監査でよい評価を得たなら所轄庁監査で負担を減らせる、というような工夫をしたい。
- 所轄庁監査と連携をした効果的な役割分担が必要。
- 社会福祉法人は利用者・地域満足の実現、収益プロセス、内部統制の 3 つの福祉サービスのバランスが重要である。内部統制に負担が大きくなるとバランスが失われかねない。会計監査人設置法人の規模として、収益 10 億円規模は厳しい。20 億円規模の法人を対象に始めてはどうか。
- 会計監査人のコストは工数によって変動する。ガバナンスがしっかりしていればそこまでコストはかからないのではないかな。決済上の規程に基づいて雛形を示していたが、経営協のようにモデル経理規程を作成してはどうか。

(3) 会計監査人非設置法人に対する専門家の活用

会計監査人非設置法人に対する専門家の活用等については、社会保障審議会福祉部会報告書において、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の対応を図ることが明記されています。

また、4 月 19 日に開催された第 16 回福祉部会においても、会計監査人非設置法人に対し、帳簿をしっかりと記入できるように指導することが重要との意見も出ており、事業規模や財務会計に係る事務体制等に即して、必要な選択をして専門家を活用していく考えが示されました。具体的な活用の例としては、下記のとおりです。

(支援の例)

- 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
 - ・ 法人が作成する計算書類等の会計基準との整合性の点検及び改善支援
 - ・ 経理体制の現状把握、効率化等改善に対する支援
 - ・ 会計帳簿の記載、証憑書類の整理方法等にかかる現状把握、効率化等改善に対する支援
 - ・ 会計ソフトの設定、入力科目等の設定、入力マニュアルの提示等パソコン会計の導入支援
- 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援
 - ・ 法人全般の統制
 - ・ ガバナンス体制、各種規程・業務手順の整備、職務分掌体制、予算実績分析体制等に対する支援 等
 - ・ 各種事業の統制
 - ・ 購買、固定資産管理、資金管理、人件費、収益、在庫管理等の各業務におけるリスクに対応した適切な手続き等に対する支援 等
 - ・ 決算の統制
 - ・ 決算・財務報告に関する規程の整備、決算業務体制、伝票承認や決算整理業務の分掌体制、計算書類等の確定作業等に対する支援 等

<主な意見（事務局による整理）>

- 社会保障審議会の報告書のとおり、会計監査を受けない法人への対応も必要と考える。会計士だけではなく、今回の提案のように税理士を活用すべきである。
- 財務省で平成 25 年に社会福祉法人の財務諸表の間違いが公表された。公益性を担う社会福祉法人がしっかりと財務会計をできるようにすべきである。
- 法人の中には税理士に任せているから自分たちは分からないという事案がある。支援は大事だが責任の所在は法人にある。やり方を間違えないようにすることが大事である。
- 財務処理等を全て税理士に一任するのではなく、税理士を活用して、経営者自身で底上げを図っていただきたい。
- 小規模な法人が複数で会計支援を受けることも検討してもいいのではないかな。
- 個別対応で税理士の支援を受けるとその分お金がかかってしまう。複数の法人関係者を集めるかたちで対応していく必要があるのではないかと考えている。
- 経営者の不正を防ぐことは、内部牽制機能のチェックだけでは、限界があるのではないかとと思うが、会計監査でどこまで指摘していただけるのか。

○経営者の不正については、確かに限界がある。監査契約を締結する際に事前に経営者を調べたりすることによりリスク管理を行うべきであろう。

次回（第 3 回）の検討会では、「控除対象財産」に関する検討を行うこととされていますが、法人の個々の財務データを取り扱うことから「非公開」での開催となります。

検討内容等の情報が入り次第、適宜、ご報告いたします。

[厚生労働省] ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会・援護局（社会）が実施する検討会等 > 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=350348>

②第 17 回厚生労働省社会保障審議会福祉部会が開催される

厚生労働省においては、改正社会福祉法の平成 29 年 4 月施行に向けた検討を進めるため、第 17 回厚生労働省社会保障審議会福祉部会を 5 月 20 日（金）に開催しました。

4 月 19 日に開催された第 16 回福祉部会以降、二度にわたる社会福祉法人の財務規律の向上にかかる検討会（以下、「検討会」）における検討経過を踏まえ、評議員の員数に係る経過措置、会計監査人の設置義務法人の範囲に関して、改めて厚生労働省の考えが示されました。

冒頭、前回、委員より要望があった都道府県別公認会計士数ならびに社会福祉法人数について、厚生労働省より下記のとおり報告がありました。

○公認会計士の数は、全国で 28,293 人。東京都（15,987 人）、大阪府（3,174 人）、神奈川県（1,349 人）、愛知県（1,383 人）、兵庫県（670 人）、埼玉県（656 人）、千葉県（645 人）と、都市部に偏在している。

○社会福祉法人については、平成 25 年度会計の財務諸表データにおいて、収益及び負債額が集計できた法人をベースに平成 25 年度末の法人数 20,067 法人に換算しており、集計できなかった都道府県は、「0」と表示されているが、収益 10 億円以上、負債 20 億円以上の社会福祉法人がないというわけではない。

また、柴穀参考人（日本公認会計士協会常務理事）より、

○公認会計士数においては、各都道府県に過不足なく分布できていると思う。

○公認会計士が少ない県もあるが、会員に問い合わせたところ、「社会福祉法人の監査に対応したい」と半数が回答しており、また、大手監査法人の事業所も各地に所在しているので、そうしたところに対応できる。

と説明がなされました。

（１）評議員の員数に係る経過措置について

第 16 回福祉部会の議論を踏まえた結果、評議員の員数に係る経過措置に関する一定の事業規模については、社会福祉施設を 1 か所経営する社会福祉法人とする考え方もありましたが、A) 保育所などの小規模の施設を 2 か所経営している法人と、B) 特養などの一定規模の施設を 1 か所経営

している法人を比較した場合、B) を小規模とすることは必ずしも適切ではないのではないかと
いう意見も踏まえ、法人が経営する施設の数にかかわらず、事業活動計算書におけるサービス活動収
支を基準として検討してはどうか、との考えが示されました。

<主な意見（事務局による整理）>

- 保育所においては、小さい規模が点在しているため、評議員の適格者がいない。社協等で紹
介していくなどの支援体制が必要。評議会の構成メンバーは、法人の責任において選任して
いくので、具体的に示さない方がよい。
- 評議員が未設置の法人がある。保育所では約 7 割が未設置である。サービス活動収益階層ご
との事業別法人数累計割合で考えると、2 億円以下の法人を小規模法人として考えてはどう
か。
- 一日も早く定款準則等の発出をお願いしたい。
- 来年 4 月 1 日が施行日であり、評議員の選任、対象法人においては会計監査人の選任など、
定款変更も含めさまざまな手続きをお願いしなければならない。相当、時間がないと認識し
ている。皆様にお示しする通知や事務連絡を含め、速やかに連絡していきたい(厚生労働省)。
- 評議員については法律に書かれている以上のことは通知等で書いていただきたくない。評議
員は社会福祉に精通された方の方がよいが、地域で身近に見ている市民、住民の方々が良い
のではないかと。いろいろな考え方があってよい。
- 改正の趣旨は、社会福祉法人の公益性・非営利性を徹底することである。ガバナンスの強化
はすべての法人にあてはまる。小規模法人については、準備期間に時間がかかるため評議員
の員数の経過措置の設定を設けた（厚生労働省）。
- 評議員の確保の支援については、地域において評議員になれる方を社協から紹介するという
仕組みを全社協と調整している。評議員についての限定列举については、わかりやすい例を
示してほしいとの要望もあった。基本的には、法律に書いてある以上の制限はしないと明確
に示していきたい。基準については、本日の意見を踏まえ次回にお示ししたい(厚生労働省)。
- 評議員の設置については、制度開始年（平成 29 年）を起点にし、前々年度（平成 27 年度）
の決算により判断することを検討している（厚生労働省）。

（２）会計監査人の設置義務法人の範囲について

二度にわたる検討会での議論を踏まえ、厚生労働省より、会計監査人の設置義務法人の範囲につ
いては、施行までの準備期間が短いという状況に加え、会計監査人制度を安定的に根付かせ、将来
的により多くの社会福祉法法人に対して適用していくために円滑な施行が重要であることを踏まえ、
段階的に導入することとしてはどうかとの方向性が示されました。

会計監査人の設置義務法人の具体的な基準および、段階的に導入するうえでの基準については示
されませんでした。岩井福祉基盤課長より、今回の議論を踏まえ、次回示すとの発言がありまし
た。

<資料 2> 2 頁「2. 会計監査人の設置義務法人の範囲」

- 改正法においては、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、財務規律の確立の観点から、
一定の事業規模を超える法人に対しては、会計監査人による監査を義務付けることとしたとこ
ろである。

- この一定の事業規模については、社会保障審議会福祉部会報告書（平成 27 年 2 月 12 日）において、収益（事業活動計算書におけるサービス活動収益）が 10 億円以上の法人又は負債（貸借対照表における負債）が 20 億円以上の法人とすることが適当とされたところである。
- 会計監査人の選任に当たっては、予備調査を含め、一定の期間が必要であることから、監査を受ける社会福祉法人における態勢整備が必要であるとともに、監査を実施する公認会計士等においても、一定の準備が必要である。
- 会計監査人の導入は、今回の改革の柱の一つであり、しっかりとした監査体制が構築され、社会福祉法人に対する信頼を向上させていく必要があることから、十分な準備期間が必要であるが、改正法案の提出から成立まで 1 年が経過し、施行までの準備期間が 1 年足らずという状況となっている。
- このような状況を踏まえると、今般導入することとした会計監査人制度を社会福祉法人に安定的に根付かせ、将来的に、より多くの社会福祉法人に対して適用していくためには、導入時に円滑に施行することが重要である。
- このため、会計監査人制度については、段階的に導入することとしてはどうか。

<主な意見（事務局による整理）>

- 社会福祉法人に精通している公認会計士は多くはない。しかし、任意で社会福祉法人の会計監査を実施している者が集まり、社会福祉法人分科会を作っている。また、別途、会計士協会内に社会保障部会を作り、社会福祉法人に興味のある会員の登録を行い、情報提供、研修を行っている。登録者数は 1,100 名を超えている。ホームページに名簿（氏名、住所）を記載する。
- 公認会計士を設置する規模を定める収益について、就労支援事業収入を含めるのであれば、生産活動を頑張っている法人に対しては、柔軟な対応をしていただきたい。
- 収益については、社会福祉法人の事業規模（法人の体制）をみる尺度であるため、就労支援、保育、介護の収益であるかどうかを区別する理由付けが難しい（厚生労働省）。
- 社会福祉法人が就労支援事業により雇用を生み出している意義は、一億層活躍社会の観点からも大きく、そうした法人に対しては、別途、公費と投入するような仕組みを作るべきであるとする。
- 会計監査に対応するため、法人の事務職員に経理の専門家が必要である。大規模法人（収益 50 億円）から初めて段階的に対応することとしてはどうか。
- 導入には準備期間が必要であり、収益 20 億円以上の規模を対象とし、段階的に規模の水準を下げるべきであるとする。
- 国民に対する説明責任を考えると、収益 10 億円以上、負債 20 億円以上でスタートすべきであるとする。
- 公認会計士協会内の公会計協議会の中に地方公共団体会計監査部会、社会保障部会を設置している。今後、地方公共団体会計監査部会と同様に社会保障部会の研修についても充実させていく。また、受講者については、今後、研修単位も含めて公開していく。
- 50 億円以上から進めるにしても、外部監査の活用や行政監査との組み合わせにより国民から信頼される制度設計が必要である。
- 会計監査にかかる大まかなコストの提示をお願いしたい。まずはコストも掛かるうえ、実例も少ないので 10～20 法人のレベルで始めることでもよいと思う。

- 行政監査とのリンクの問題もあり、行政機関としてどう対応すべきか、どう準備すべきか、行政側についても考慮してほしい。
- 会計監査人制度で考えると公的負担はない（厚生労働省）。
- 措置施設や保育所においては、施設から法人本部にまわすお金に制限がある。今回の改正において、社会福祉法人のガバナンスの強化のために多くの費用が発生する。当然、社会福祉法人としてやるべきものであるにもかかわらず、そこに対する費用が施設から回せないということは大変、矛盾している。
- 措置制度においては、1 年の収益の 3 割を限度に法人に回すことが出来、一定の本部経費をみる事が出来る。措置費等の使途の問題については平行して検討していきたい（厚生労働省）。
- 社会福祉法の施行後、外部監査の位置付けは変わるのか。外部監査の活用と行政監査による内部統制を速やかに行うことによって、50 億円以上の法人から段階的に始めるとしても、チェック機能が機能していく。そのことが今後、スムーズな移行に繋がっていくと思う。
- 従来、所轄庁においては法人の適正を担保していくための監査を行っている。会計監査人による監査により所轄庁監査の省略化を検討している。会計監査人非設置法人に対しては、公認会計士または税理士を活用した外部監査のようなものを行っていくことを検討している。（厚生労働省）
- サービスのクオリティに関する外部監査とは別に、財務会計については、きちんとしていないと社会は納得しない。保育・介護分野で働く方の処遇改善が社会として急務であり、公費を投下する以上、財務会計に関する内部統制がしっかりとしていないといけない。

[厚生労働省] ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会(福祉部会)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126700>

3. 「平成 28 年熊本地震」に関する厚生労働省からの連絡事項について

～「平成 28 年熊本地震に伴い一時的に避難をしている利用者に対する
継続した障害福祉サービス等の提供について」が示されました～

平成 28 年熊本地震に関して 5 月 17 日に事務連絡「平成 28 年熊本地震に伴い一時的に避難をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について」が発出されましたので、下記のとおりご報告します。

同事務連絡では、これまで発信された事務連絡の内容を基に、平成 28 年熊本地震に伴う障害福祉サービス等の継続性についてまとめられたものです（一部追加事項あり）。詳細は以下の四角囲みの中をご参照ください。

平成 28 年熊本地震に伴う障害福祉サービス等の提供の継続性について

（※太字の箇所がこれまでの事務連絡からの追加事項）

① 訪問系サービスの場合

- 避難所において居宅介護等を提供した場合も報酬の対象にすることができます。

② 入所系サービス（障害者支援施設・グループホーム）や通所系サービスの場合

- 利用者とともに仮設の施設や他の施設等に避難し、そこにおいて避難した事業者がサービスを提供した場合も報酬の対象にすることができます。(避難先の施設で費用がかかった場合には、避難した事業者から避難先の事業者を支払ってください。)

※ この場合において、日中支援加算も使えますので活用してください。

※ この場合、避難をした事業者が報酬を受け取ります。

◎ 留意点について

- 今回の震災等の状況を踏まえ、上記の場合も含め既存の事業所等について、一時的に人員配置基準や施設整備基準を満たさない場合も報酬の減額等を行わないこととしています。

また、やむを得ない理由により、利用者の避難先等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまでのサービスとして報酬の対象とすることが可能です。

(サービスに係る緩和措置)

- 上記は、従来の事業所等が継続して支援を行うと認められる例を示したものであり、避難先の事業所がサービスを提供した場合には、避難先の事業所が報酬を受け取ることとなります。

4. 都道府県経営協セミナーの開催について

全社協・社会福祉施設協議会連絡会の後援のもと、各都道府県社会福祉法人経営者協議会では、すべての社会福祉法人が今回の社会福祉法の一部改正に対し積極的な対応を行うために、平成 29 年 4 月施行に向けた理解と対応等に関するセミナーを開催します。

日程及び内容、参加費については、下記のとおりであり、全国経営協会会員法人以外の者も参加可能です。各県ごとの日時、会場、参加申込等の詳細につきましては、当該都道府県経営協にお問合せいただきますようお願いいたします。

(1) 「前期」研修内容(案)

- ① 平成 28 年 4 月施行事項の確認
- ② 平成 29 年 4 月施行に向けた理解と対応
 - ・準備すべき定款変更、規程作成
 - ・役員等の選任準備（事前調整～選任手続き）
 - ・シュミレーションツール 等
- ③ 社会福祉法人による地域における公益的な取組について
(広報戦略、『アクションプラン 2020』)

(2) 参加費（各回共通・全都道府県共通）

全国経営協会会員法人の役職員 無料

上記以外の社会福祉法人の役職員 5,000 円

※ 全国経営協会会員法人以外の者も参加可能です。

(3) 都道府県別 「前期」開催日および会場

	都道府県	期日	曜日	会場
1	北海道	7月7日	(木)	東京ドームホテル札幌
2	青森県	7月14日	(木)	アラスカ
3	岩手県	7月27日	(水)	ホテル東日本盛岡
4	宮城県	7月19日	(火)	ホテル法華クラブ仙台
5	秋田県	8月31日	(水)	秋田キャッスルホテル
6	山形県	7月11日	(月)	ホテルキャッスル
7	福島県	6月30日	(木)	ユラックス熱海
8	茨城県	8月22日	(月)	水戸プラザホテル
9	栃木県	7月8日	(金)	ホテル東日本宇都宮
10	群馬県	7月20日	(水)	<未定>
11	埼玉県	8月24日	(水)	県民健康センター
12	千葉県	7月19日	(火)	オークラ千葉ホテル
13	東京都	8月24日	(水)	新宿駅周辺
14	神奈川県	7月27日	(水)	ホテル横浜キャメロットジャパン
15	新潟県	7月29日	(金)	新潟ユニゾンプラザ
16	富山県	8月19日	(金)	富山第一ホテル
17	石川県	7月27日	(水)	金沢商工会議所
18	福井県	7月26日	(火)	福井商工会議所ビル
19	山梨県	8月10日	(水)	ベルクラシック甲府
20	長野県	8月5日	(金)	信州松代ロイヤルホテル
21	岐阜県	8月9日	(火)	岐阜都ホテル
22	静岡県	8月22日	(月)	グランシップ
23	愛知県	7月25日	(月)	メルパルク名古屋
24	三重県	8月26日	(金)	三重県自治労働文化センター
25	滋賀県	8月30日	(火)	滋賀県立長寿社会福祉センター
26	京都府	8月1日	(月)	<未定>
27	大阪府	7月5日	(火)	マイドームおおさか
28	兵庫県	7月22日	(金)	ANAクラウンプラザホテル神戸
29	奈良県	7月28日	(木)	奈良ロイヤルホテル
30	和歌山県	8月2日	(火)	和歌山県勤労福祉会館プラザホープ
31	鳥取県	8月3日	(水)	(鳥取県中部)
32	島根県	6月29日	(水)	朱鷺会館(出雲市内)
33	岡山県	8月25日	(木)	(岡山市内)

	都道府県	期日	曜日	会場
34	広島県	8月18日	(木)	メルパルク広島
35	山口県	8月4日	(木)	ホテルかめ福
36	徳島県	7月6日	(水)	アスティ徳島
37	香川県	7月5日	(火)	香川県立文書館
38	愛媛県	6月28日	(火)	愛媛県総合社会福祉会館
39	高知県	8月17日	(水)	三翠園
40	福岡県	8月9日	(火)	J R九州ホール
41	佐賀県	7月22日	(金)	マリトピア
42	長崎県	7月21日	(木)	ベストウエスタンプレミアホテル
43	熊本県	7月12日	(火)	K K R ホテル熊本
44	大分県	7月29日	(金)	<未定>
45	宮崎県	8月29日	(月)	<未定>
46	鹿児島県	7月15日	(金)	城山観光ホテル
47	沖縄県	7月13日	(水)	沖縄県総合福祉センター

※ 詳細等は、当該都道府県経営協にお問合せいただきますようお願いします。